

趣 意 書（案）

「健康」は言うまでもなく、私たち市民共通の願いです。

社会が発展し、豊かで便利な生活がおくれるようになる一方、穏やかに健康な生活をおくることには、いくつかの課題も生まれています。

地球温暖化防止などの環境問題、運動不足やストレスの増大、食生活の変化による栄養の偏り、人々のふれあいの減少からくる社会生活への不安などがあげられます。

流山市では、つくばエクスプレスの開通により、今後ますますの発展が期待される中、緑豊かな自然環境の保全創出、スポーツ・文化活動の推進、高齢者や障害者の社会参加の促進、栄養改善や病気の予防、市民との協働による自主防災・防犯活動の充実、市民交流によるコミュニティの増進等の各分野において様々な事業に取り組んでいます。

WHO（世界保健機関）が定めた「世界保健機関憲章」では、その前文において、健康を、「単に疾病や虚弱がないことではなく、身体的、精神的、社会的に完全に満足のいく状態を指し、健康は人間の基本的権利であり、到達可能な限りの高度な健康水準を達成することは、全ての人間の基本的権利のひとつである。」としています。

同様に、WHOが進めている「健康都市プログラム」の中では、健康を個人の責任としてのみ捉えるのではなく、都市そのものを健康にすることを提唱しています。

私たちは、WHOの精神を尊重するとともに、これまでに宣言してきた「市民憲章」と「平和都市宣言」の精神を継承し、市民の健康の維持、回復及び増進はもちろんのこと、福祉や環境、教育や文化、都市基盤の整備、産業振興等、さまざまな分野が連携して、「健康都市」をつくりあげることがをめざし、市制40周年を契機として、ここに健康都市を宣言するものです。